

被扶養者認定事務の変更に伴うお願い

平成31年4月15日

この度、被扶養者認定事務につき不適切な被扶養者認定を回避するため、原則として公的書類による確認を徹底させるよう厚生労働省から通知がありました。

この通知を踏まえ、本年5月1日以降、必要な公的書類が全て揃ってから認定審査事務を行い、被保険者証を発行することと致します。これに伴い、下記の添付書類の提出をお願いすることになりましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、新たにマイナンバーを用いた情報連携により所得情報を健保組合が直接市町村から取得する取扱いを開始致しますが、健保組合が直接市町村に対して認定に関する情報を取得するためには、住民票上の住所が必要なことから、被扶養者（異動）届に住民票住所記入欄を新設致します。

なお、旧様式の被扶養者（変更）届を利用される場合で添付書類の省略を希望する場合、備考欄に「続柄確認済」、「住民票住所」を記載してください。記載がない場合、任意書式にて作成し、事業主印を押印のうえ FAX をお願いすることとなります。この取扱いは、2019年5月1日以降当健保が受付ける書類について適用します。

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ※1、2 ・戸籍謄本または戸籍抄本 ※2 （提出日から90日以内に発行されたものを提出してください）	続柄の確認	1 妻・子の場合で次のいずれにも該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主記載欄の確認欄に○をしていること （旧様式利用の場合、被扶養者（変更）届の備考欄に「続柄確認済」と記載ください） 2 新生児を認定するとき 3 任意継続資格取得と同時に継続認定のとき 4 定年再雇用のとき
2	年間収入が「130万円未満」であることを確認できる課税証明書等の書類 ※3、4	収入の確認	1 扶養認定を受ける方のマイナンバー及び住民票上の住所が届書に記載されているとき ※5、6 （旧様式利用の場合、被扶養者（変更）届の備考欄に住民票住所を記載ください） 2 扶養認定を受ける方が16歳未満のとき又は学生のとき 3 任意継続資格取得と同時に継続認定のとき 4 定年再雇用のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 振込の場合⇒預金通帳等の写し 送金の場合⇒現金書留の控え（写し）		扶養認定を受ける方が16歳未満のとき又は学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 被保険者及び国内認定対象者のいずれも戸籍を有しておらず、同一世帯に属していない場合、身分関係の確認にあたり、「母国において発行される続柄が確認できる公的証明書（外国語で作成されたものであるときは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文）」を添付してください。

※3 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。（収入には公的年金も含まれます）。

60歳以上の方 障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※4 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

※5 但し、健保組合が情報連携で所得情報を確認できない場合、所得証明書を提出いただきます。

※6 情報連携により情報を取得するには2日ほど必要ですので、即日処理ができません。お急ぎの方は、所得証明書を添付願います。